

交通機関が不通の場合の措置について

午前7時のNHKニュースを視聴し、その時点の交通事情により次のように措置する。

| 項 | 交通事情 | 措置 |
|---|--|-------------------|
| 1 | (1) 総武線，内房線及び総武本線（千葉以東）の運転が全面的に停止した場合。 | 臨時休校とする。 |
| | (2) 総武線と京成千葉線の運転が全面的に停止した場合。 | |
| 2 | 総武線の運転が全面的に停止した場合。 | 始業時間を午前10時30分とする。 |
| 3 | 午前7時の時点で第1項の全面的停止が解除された場合。 | 同上 |